

新	旧	備考
<p>総則編 第1節 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>第4 旭川市防災会議</p>	<p>総則編 第1節 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>第4 旭川市防災会議</p>	
<p>(略)</p> <p>■旭川市防災会議の構成</p>  <p>(略)</p> <p>第6 地区防災計画</p>	<p>(略)</p> <p>■旭川市防災会議の構成</p>  <p>(略)</p> <p>第6 地区防災計画</p>	<p>(総-3)</p> <p>組織変更等に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>地区居住者等は、共同して、旭川市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案できる。</p>	<p>(略)</p> <p>地区居住者等は、共同して、旭川市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案できる。</p>	



旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																												
<p>■市の防災体制の整備 (略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p><b>第6節 応急対策のための環境整備</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="94 604 1282 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報収集・伝達手段の整備</td> <td>防災課, 指令課, 情報政策課</td> </tr> <tr> <td>第2 応急医療体制の整備</td> <td>市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課</td> </tr> <tr> <td>第3 緊急輸送体制の整備</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>第4 給水体制の整備</td> <td>上下水道部</td> </tr> <tr> <td>第5 物資供給体制の整備</td> <td>経済部</td> </tr> <tr> <td>第6 備蓄体制の整備</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>第7 応援体制の整備</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>第8 建物対策の整備</td> <td>建築指導課, 公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第9 宅地対策の整備</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>第10 災害ボランティア活動の環境整備</td> <td><u>地域活動推進課</u>, 福祉保険課</td> </tr> <tr> <td>第11 文教対策の整備</td> <td>学校教育部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第7節 要配慮者対策のための環境整備</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="94 1432 1282 1675"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 要配慮者への街づくり対策</td> <td>福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</td> <td>福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, <u>地域活動推進課</u>, 健康推進課, 子育て助成課, およこ応援課, 市民安心課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害応急体制の確立</b></p> <p>(略)</p>	項目	担当	第1 情報収集・伝達手段の整備	防災課, 指令課, 情報政策課	第2 応急医療体制の整備	市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課	第3 緊急輸送体制の整備	防災課	第4 給水体制の整備	上下水道部	第5 物資供給体制の整備	経済部	第6 備蓄体制の整備	防災課	第7 応援体制の整備	防災課	第8 建物対策の整備	建築指導課, 公共建築課	第9 宅地対策の整備	都市計画課	第10 災害ボランティア活動の環境整備	<u>地域活動推進課</u> , 福祉保険課	第11 文教対策の整備	学校教育部	項目	担当	第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課	第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, <u>地域活動推進課</u> , 健康推進課, 子育て助成課, およこ応援課, 市民安心課	<p>■市の防災体制の整備 (略)</p> <p>■<u>感染症の自宅療養者等の避難体制の整備</u> <u>市は, 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて, 平常時からハザードマップ等に基づき, 自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また必要に応じて, 自宅療養者等に対し, 避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第6節 応急対策のための環境整備</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1341 604 2528 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報収集・伝達手段の整備</td> <td>防災課, 指令課, 情報政策課</td> </tr> <tr> <td>第2 応急医療体制の整備</td> <td>市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課</td> </tr> <tr> <td>第3 緊急輸送体制の整備</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>第4 給水体制の整備</td> <td>上下水道部</td> </tr> <tr> <td>第5 物資供給体制の整備</td> <td>経済部</td> </tr> <tr> <td>第6 備蓄体制の整備</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>第7 応援体制の整備</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>第8 建物対策の整備</td> <td>建築指導課, 公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第9 宅地対策の整備</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>第10 災害ボランティア活動の環境整備</td> <td><u>市民活動課</u>, <u>地域まちづくり課</u>, 福祉保険課</td> </tr> <tr> <td>第11 文教対策の整備</td> <td>学校教育部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第7節 要配慮者対策のための環境整備</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1341 1432 2528 1675"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 要配慮者への街づくり対策</td> <td>福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課</td> </tr> <tr> <td>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</td> <td>福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, <u>市民活動課</u>, <u>地域まちづくり課</u>, 健康推進課, 子育て助成課, およこ応援課, 市民安心課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害応急体制の確立</b></p> <p>(略)</p>	項目	担当	第1 情報収集・伝達手段の整備	防災課, 指令課, 情報政策課	第2 応急医療体制の整備	市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課	第3 緊急輸送体制の整備	防災課	第4 給水体制の整備	上下水道部	第5 物資供給体制の整備	経済部	第6 備蓄体制の整備	防災課	第7 応援体制の整備	防災課	第8 建物対策の整備	建築指導課, 公共建築課	第9 宅地対策の整備	都市計画課	第10 災害ボランティア活動の環境整備	<u>市民活動課</u> , <u>地域まちづくり課</u> , 福祉保険課	第11 文教対策の整備	学校教育部	項目	担当	第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課	第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, <u>市民活動課</u> , <u>地域まちづくり課</u> , 健康推進課, 子育て助成課, およこ応援課, 市民安心課	<p>(震-18) 新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う修正</p> <p>(震-19) 機構改革に伴う修正</p> <p>(震-25) 機構改革に伴う修正</p>
項目	担当																																																													
第1 情報収集・伝達手段の整備	防災課, 指令課, 情報政策課																																																													
第2 応急医療体制の整備	市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課																																																													
第3 緊急輸送体制の整備	防災課																																																													
第4 給水体制の整備	上下水道部																																																													
第5 物資供給体制の整備	経済部																																																													
第6 備蓄体制の整備	防災課																																																													
第7 応援体制の整備	防災課																																																													
第8 建物対策の整備	建築指導課, 公共建築課																																																													
第9 宅地対策の整備	都市計画課																																																													
第10 災害ボランティア活動の環境整備	<u>地域活動推進課</u> , 福祉保険課																																																													
第11 文教対策の整備	学校教育部																																																													
項目	担当																																																													
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課																																																													
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, <u>地域活動推進課</u> , 健康推進課, 子育て助成課, およこ応援課, 市民安心課																																																													
項目	担当																																																													
第1 情報収集・伝達手段の整備	防災課, 指令課, 情報政策課																																																													
第2 応急医療体制の整備	市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課																																																													
第3 緊急輸送体制の整備	防災課																																																													
第4 給水体制の整備	上下水道部																																																													
第5 物資供給体制の整備	経済部																																																													
第6 備蓄体制の整備	防災課																																																													
第7 応援体制の整備	防災課																																																													
第8 建物対策の整備	建築指導課, 公共建築課																																																													
第9 宅地対策の整備	都市計画課																																																													
第10 災害ボランティア活動の環境整備	<u>市民活動課</u> , <u>地域まちづくり課</u> , 福祉保険課																																																													
第11 文教対策の整備	学校教育部																																																													
項目	担当																																																													
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課																																																													
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, <u>市民活動課</u> , <u>地域まちづくり課</u> , 健康推進課, 子育て助成課, およこ応援課, 市民安心課																																																													

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考												
<p>第3 災害対策本部体制</p> <p>(略)</p> <p>1 市災対本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市災対本部設置</p> <p>ア 市災対本部は市役所内に置く。 本部室は市役所総合庁舎に設置する。ただし、これにより難しいと本部長が認めた場合は、本部長が適当と認めた場所に設置する。</p> <p>イ 市災対本部を設置したときは、市役所総合庁舎正面玄関又は本部室を設置した建物正面玄関及び本部室前に「旭川市災害対策本部」等の標識を掲示する。</p> <p>(略)</p> <p>2 市災対本部の運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 本部会議</p> <p>(略)</p> <p>■本部会議の概要</p> <table border="1" data-bbox="181 1115 1252 1255"> <tr> <td>構成</td> <td>本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>市役所総合庁舎又は本部長が適当と認めた場所</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	構成	本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員	協議事項	(略)	開催場所	市役所総合庁舎又は本部長が適当と認めた場所	<p>第3 災害対策本部体制</p> <p>(略)</p> <p>1 市災対本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市災対本部設置</p> <p>ア 市災対本部は市役所内に置く。 本部室は総合防災センター災害対策室に設置する。ただし、これにより難しいと本部長が認めた場合は、本部長が適当と認めた場所に設置する。</p> <p>イ 市災対本部を設置したときは、総合防災センター正面玄関又は本部室を設置した建物正面玄関及び本部室前に「旭川市災害対策本部」等の標識を掲示する。</p> <p>(略)</p> <p>2 市災対本部の運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 本部会議</p> <p>(略)</p> <p>■本部会議の概要</p> <table border="1" data-bbox="1418 1115 2490 1255"> <tr> <td>構成</td> <td>本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>総合防災センター災害対策室又は本部長が適当と認めた場所</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	構成	本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員	協議事項	(略)	開催場所	総合防災センター災害対策室又は本部長が適当と認めた場所	<p>(震－33) 新庁舎への移転を見据えた修正</p> <p>(震－34) 新庁舎への移転を見据えた修正</p>
構成	本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員													
協議事項	(略)													
開催場所	市役所総合庁舎又は本部長が適当と認めた場所													
構成	本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員													
協議事項	(略)													
開催場所	総合防災センター災害対策室又は本部長が適当と認めた場所													

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																								
<p><b>第5 事務分掌</b></p> <p>■市災对本部の組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部会議</b></p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（両副市長）</p> <p>本部員</p> <p>常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>各部</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>地域振興部</b> (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)</td> </tr> <tr> <td><b>調査部</b> (税務部)</td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td><b>避難部</b> (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <b>地域活動推進班(地域活動推進課)</b>, 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td><b>環境清掃部</b> (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td><b>援護部</b> (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td><b>保健部</b> (保健所)</td> <td>第1保健班(<b>保健総務課</b>), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td><b>子育て支援部</b> (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td><b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td><b>食料物資部</b> (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td><b>農政部</b> (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td><b>建築部</b> (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td><b>土木部</b> (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td><b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td><b>消防部</b> (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td><b>第1教育部</b> (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, <b>教職員課</b>, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td><b>第2教育部</b> (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td><b>水道部</b> (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td><b>会計部</b></td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部事務局</b></p> <p>総括部(防災安全部) 防災班(防災課), 交通防犯班(交通防犯課)</p> <p>総務部(総務部) 総務班(総務課), <b>庁舎・車両・物資班</b>(管財課, 庁舎建設課, <b>契約課</b>, <b>工事検査課</b>), 要員支援班(人事課, 職員厚生課)</p> <p><b>情報管理部</b> (行政改革推進部) <b>第1情報管理班(行政改革課)</b>, <b>第2情報管理班(情報政策課)</b>, <b>第3情報管理班(公共施設マネジメント課)</b></p> <p><b>受援・広報部</b> (総合政策部) 第1受援班(政策調整課), 第2受援班(財政課, <b>公立大学課</b>), 秘書班(秘書課), 広報班(広報広聴課)</p> <p><b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部) 都市交流班(都市交流課)</p> <p><b>特命部</b></p> <p>第1特命班(議会事務局), 第2特命班(農業委員会事務局), 第3(選挙管理委員会事務局), 第4特命班(監査事務局), <b>第5特命班(いじめ防止対策推進部)</b>, <b>第6特命班(女性活躍推進部)</b></p> </div> </div>	<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)	<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <b>地域活動推進班(地域活動推進課)</b> , 支所班(各支所)	<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <b>保健総務課</b> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, <b>教職員課</b> , 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	<b>会計部</b>	会計班(会計課)	<p><b>第5 事務分掌</b></p> <p>■市災对本部の組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部会議</b></p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（両副市長）</p> <p>本部員</p> <p>常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>各部</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>地域振興部</b> (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)</td> </tr> <tr> <td><b>調査部</b> (税務部)</td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td><b>避難部</b> (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <b>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</b>, 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td><b>環境清掃部</b> (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td><b>援護部</b> (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td><b>保健部</b> (保健所)</td> <td>第1保健班(<b>保健総務課, 医務薬務課</b>), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td><b>子育て支援部</b> (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td><b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td><b>食料物資部</b> (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td><b>農政部</b> (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td><b>建築部</b> (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td><b>土木部</b> (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td><b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td><b>消防部</b> (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td><b>第1教育部</b> (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td><b>第2教育部</b> (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td><b>水道部</b> (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td><b>会計部</b></td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table> </div> </div>	<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)	<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <b>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</b> , 支所班(各支所)	<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <b>保健総務課, 医務薬務課</b> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	<b>会計部</b>	会計班(会計課)	<p>(震-37) 機構改革に伴う修正</p>
<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)																																																																									
<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																									
<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <b>地域活動推進班(地域活動推進課)</b> , 支所班(各支所)																																																																									
<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																									
<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																									
<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <b>保健総務課</b> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																									
<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																									
<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																									
<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																									
<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																									
<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																									
<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																									
<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																									
<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																									
<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, <b>教職員課</b> , 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																									
<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																									
<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																									
<b>会計部</b>	会計班(会計課)																																																																									
<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)																																																																									
<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																									
<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <b>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</b> , 支所班(各支所)																																																																									
<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																									
<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																									
<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <b>保健総務課, 医務薬務課</b> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																									
<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																									
<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																									
<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																									
<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																									
<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																									
<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																									
<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																									
<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																									
<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																									
<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																									
<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																									
<b>会計部</b>	会計班(会計課)																																																																									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
(略)			(略)			(震-38) 機構改革に伴う修正
総務部 (総務部)	総務班 (総務課)	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 部内の総括に関する事 4 り災証明及びり災届出証明に関する事 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関する事	総務部 (総務部)	総務班 (総務課)	1 市災対本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 部内の総括に関する事 4 り災証明及びり災届出証明に関する事 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関する事	
	庁舎・車両・物資班 (管財課, 庁舎建設課, 契約課, 工事検査課)	1 災害時の車両確保及び配車に関する事 2 被災地への応急物資の輸送に関する事 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関する事 4 災害対策用の燃料の確保に関する事 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関する事 6 <u>災害物資の購入及び調達に関する事。</u>		庁舎・車両班 (管財課, 庁舎建設課, <u>公共施設マネジメント課</u> )	1 災害時の車両確保及び配車に関する事 2 被災地への応急物資の輸送に関する事 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関する事 4 災害対策用の燃料の確保に関する事 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関する事	
	要員支援班 (人事課, 職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関する事 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関する事 3 災害に係る職員の公務災害補償に関する事 4 職員の安否確認に関する事		要員支援班 (人事課, 職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関する事 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関する事 3 災害に係る職員の公務災害補償に関する事 4 職員の安否確認に関する事	
<u>情報管理部</u> ( <u>行財政改革推進部</u> )	<u>第1情報管理班</u> ( <u>行政改革課</u> )	<u>1 部内の総括に関する事。</u> <u>2 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。</u> <u>3 市災対本部のネットワークの構築に関する事。</u> <u>4 情報の収集及び整理に関する事。</u>	<u>情報管理部</u> ( <u>情報政策課</u> )	<u>第1情報管理班</u> ( <u>情報政策課</u> )	<u>1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。</u> <u>2 情報の収集及び整理に関する事。</u> <u>3 市災対本部のネットワークの構築に関する事。</u>	
	<u>第2情報管理班</u> ( <u>情報政策課</u> )	<u>1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。</u> <u>2 市災対本部のネットワークの構築に関する事。</u> <u>3 情報の収集及び整理に関する事。</u>		<u>第2情報管理班</u> ( <u>契約課</u> )	<u>1 災害物資の購入及び調達に関する事。</u> <u>2 情報の収集及び整理に関する事。</u>	
	<u>第3情報管理班</u> ( <u>公共施設マネジメント課</u> )	<u>1 情報の収集及び整理に関する事。</u>		<u>第3情報管理班</u> ( <u>行政改革課, 工事検査課</u> )	<u>1 情報の収集及び整理に関する事。</u>	
受援・広報部 (総合政策部)	第1受援班 (政策調整課)	1 部内の総括に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事	受援・広報部 (総合政策部)	第1受援班 (政策調整課)	1 部内の総括に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事	
	第2受援班 (財政課, <u>公立大学課</u> )	1 災害に係る財政に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事		第2受援班 (財政課)	1 災害に係る財政に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事	
	秘書班 (秘書課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事		秘書班 (秘書課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事	
	広報班 (広報広聴課)	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 市民広報に関する事		広報班 (広報広聴課)	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 市民広報に関する事	
特命部	第1特命班 (議会事務局)	1 部内の総括及び連絡調整に関する事 2 議長, 副議長及び各議員への連絡に関する事 3 特命事項に関する事	特命部	第1特命班 (議会事務局)	1 部内の総括及び連絡調整に関する事 2 議長, 副議長及び各議員への連絡に関する事 3 特命事項に関する事	
	第2特命班 (農業委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事		第2特命班 (農業委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事	
	第3特命班 (選挙管理委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事		第3特命班 (選挙管理委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事	
	第4特命班 (監査事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事		第4特命班 (監査事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事	
	<u>第5特命班(いじめ防止対策推進部)</u>	<u>1 特命事項に関する事。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関する事。</u>		(略)	(略)	
	<u>第6特命班(女性活躍推進部)</u>	<u>1 特命事項に関する事。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関する事。</u>		(略)	(略)	
避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	1 部内の総括に関する事 2 避難所の総括, 開設及び管理に関する事 3 火葬場の確保に関する事 4 被災者の相談に関する事	避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	1 部内の総括に関する事 2 避難所の総括, 開設及び管理に関する事 3 火葬場の確保に関する事 4 被災者の相談に関する事	
	第2避難班	1 避難所の開設及び管理に関する事		第2避難班	1 避難所の開設及び管理に関する事	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	(市民課)	2 被災者の相談に関する事。		(市民課)	2 被災者の相談に関する事。	(震-39) 機構改革に伴う修正
	<u>地域活動推進班</u> <u>(地域活動推進課)</u>	1 住民組織との連絡及び協力に関する事。 2 ボランティアに関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。 4 被災者の相談に関する事。		<u>市民活動班(市民活動課)</u> <u>、<u>地域まちづくり課)</u></u>	1 住民組織との連絡及び協力に関する事。 2 ボランティアに関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。 4 被災者の相談に関する事。	
	支所班 (神居支所, 江丹支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所, 東鷹栖支所)	1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 区域内の広報, 被災者相談, 各種申請等に関する事。		支所班 (神居支所, 江丹支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所, 東鷹栖支所)	1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 区域内の広報, 被災者相談, 各種申請等に関する事。	
(略)			(略)			
保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。	保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課, 医務薬務課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。	(震-40) 機構改革に伴う修正
	第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。		第2保健班 (健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。	
	第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事。		第3保健班 (保健指導課)	1 被災者の健康保持に関する事。	
	第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。		第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。	
	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。		第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。	
(略)			(略)			
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課, 学校施設課)	1 部内の総括に関する事。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課, 学校施設課)	1 部内の総括に関する事。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。	(震-42) 機構改革に伴う修正
	第2教育班 (学務課, <u>教職員課</u> , 教育指導課)	1 児童及び生徒の安否確認に関する事。 2 応急教育に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。		第2教育班 (学務課, 教育指導課)	1 児童及び生徒の安否確認に関する事。 2 応急教育に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。	
	第3教育班 (学校保健課)	1 被災児童, 生徒及び学校施設の衛生管理に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。		第3教育班 (学校保健課)	1 被災児童, 生徒及び学校施設の衛生管理に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。	
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)	1 部内の総括に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)	1 部内の総括に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。	(震-43) 事務分掌の見直しに伴う修正
	第5教育班 (文化振興課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。		第5教育班 (文化振興課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。	
	第6教育班 (公民館事業課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。		第6教育班 (公民館事業課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 避難所の開設及び管理に関する事。	
	第7教育班 (中央図書館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 <u>避難所の開設及び管理に関する事。</u>		第7教育班 (中央図書館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。	
	第8教育班 (科学館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 <u>避難所の開設及び管理に関する事。</u>		第8教育班 (科学館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。	
	第9教育班 (博物館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 <u>避難所の開設及び管理に関する事。</u>		第9教育班 (博物館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。	
(略)			(略)			
<b>第2節 情報の収集・伝達</b>			<b>第2節 情報の収集・伝達</b>			
(略)			(略)			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																					
<p>第1 地震関連情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>警報発表の名称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td rowspan="2">「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」</td> <td>最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> <td>このうち、最大震度6弱以上又は最大長周期地震動階級4以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられている。</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>「緊急地震速報（予報）」</td> <td>最大震度1以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■地震情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級を発表。（地震発生から10分程度で1回発表）</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</td> <td>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	警報発表の名称	内 容	地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。	地震動警報	このうち、最大震度6弱以上又は最大長周期地震動階級4以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられている。	地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度1以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する。	種 類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級を発表。（地震発生から10分程度で1回発表）	遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	<p>第1 地震関連情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■地震関連情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動警報 「緊急地震速報（警報）」</td> <td>—</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。最大震度6弱以上は特別警報に位置づけられている。</td> </tr> <tr> <td>地震動予報 「緊急地震速報（予報）」</td> <td>—</td> <td>最大震度1以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表する。</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発表回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	地震動警報 「緊急地震速報（警報）」	—	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。最大震度6弱以上は特別警報に位置づけられている。	地震動予報 「緊急地震速報（予報）」	—	最大震度1以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表する。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	(新規)	(新規)	(新規)	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発表回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	<p>(震-45) 地震関連情報の変更に伴う修正</p> <p>(震-45) 地震関連情報の変更に伴う修正</p>
区 分	警報発表の名称	内 容																																																					
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。																																																					
地震動警報		このうち、最大震度6弱以上又は最大長周期地震動階級4以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられている。																																																					
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度1以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する。																																																					
種 類	発表基準	内 容																																																					
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																					
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																																					
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																																																					
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級を発表。（地震発生から10分程度で1回発表）																																																					
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																																					
種 類	発表基準	内 容																																																					
地震動警報 「緊急地震速報（警報）」	—	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。最大震度6弱以上は特別警報に位置づけられている。																																																					
地震動予報 「緊急地震速報（予報）」	—	最大震度1以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、高度利用者向けに発表する。																																																					
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																					
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																																					
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																					
(新規)	(新規)	(新規)																																																					
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発表回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。																																																					



旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
推計震度分布図(気象庁発表)	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	推計震度分布図(気象庁発表)	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。	
地震解説資料(旭川地方気象台発表)		旭川地方気象台は、地震の概況、地震に関する詳細な情報、過去の地震活動の状況などをまとめた解説資料を作成し、防災機関へ配布。	地震解説資料(旭川地方気象台発表)		旭川地方気象台は、地震の概況、地震に関する詳細な情報、過去の地震活動の状況などをまとめた解説資料を作成し、防災機関へ配布。	
(略)			(略)			(震-51) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正         (震-52) 機構改革に伴う修正
<b>第3節 災害広報・広聴活動</b>			<b>第3節 災害広報・広聴活動</b>			
■対策の体系			■対策の体系			
(略)			(略)			
<b>第1 災害広報活動</b>			<b>第1 災害広報活動</b>			
(略)			(略)			
<b>2 避難所における広報</b>			<b>2 避難所における広報</b>			
広報班、都市交流班、第1、2避難班、 <u>地域活動推進班</u> 、支所班、 <u>第1～9教育班</u> 、 <u>第2～6特命班</u> 、会計班、調査庶務班、第1～4調査班及び子育て支援班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては、市災対本部各部との調整を行い、情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は、避難者で組織する運営委員会、ボランティアと協力する。なお、障害者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。			広報班、都市交流班、第1、2避難班、 <u>市民活動班</u> 、支所班、 <u>第1～6教育班</u> 、 <u>第2～4特命班</u> 、会計班、調査庶務班、第1～4調査班及び子育て支援班は、避難所にて避難者への広報を行う。広報に当たっては、市災対本部各部との調整を行い、情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は、避難者で組織する運営委員会、ボランティアと協力する。なお、障害者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。			
(略)			(略)			
<b>第6節 救助・救急・消火</b>			<b>第6節 救助・救急・消火</b>			
(略)			(略)			
<b>第1 救助・救急活動</b>			<b>第1 救助・救急活動</b>			
<b>1 救助情報の収集</b>			<b>1 救助情報の収集</b>			
(1) 発見者の通報			(1) 発見者の通報			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考																																																																																																																													
<p>要救助者を発見した者は、消防機関又は警察署等へ通報する。</p> <p>(2) 救助情報の収集</p> <p>第1～3情報管理班は、市、警察署等に通報された救助情報、参集職員からの救助情報等を収集し、消防部に伝達する。救助情報は消防部で管理する。</p> <p><u>(3) 安否情報の収集</u></p> <p><u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>		<p>要救助者を発見した者は、消防機関又は警察署等へ通報する。</p> <p>(2) 救助情報の収集</p> <p>第1～3情報管理班は、市、警察署等に通報された救助情報、参集職員からの救助情報等を収集し、消防部に伝達する。救助情報は消防部で管理する。</p>		<p>(震-62)</p> <p>北海道地域防災計画の変更に伴う修正</p>																																																																																																																													
<p><u>(新規)</u></p>																																																																																																																																	
<p><b>第7節 避難</b></p> <p>■対策の体系</p>		<p><b>第7節 避難</b></p> <p>■対策の体系</p>		<p>(震-71)</p> <p>機構改革に伴う修正</p> <p>事務分掌の見直しに伴う修正</p>																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1 避難活動</td> <td>1 地震における避難の基本</td> <td>—</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難情報の発令等</td> <td>防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 警戒区域の設定</td> <td>消防部, 消防団</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の 開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設</td> <td>防災班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報</td> <td>広報班, 都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3 避難所の 運営</td> <td>1 避難所運営体制</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 避難所の設備・備品の整備</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 避難所における衛生管理</td> <td>第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 要配慮者への配慮</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当		活動期			初動	応急	復旧	第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○		2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班	○		3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	○		4 警戒区域の設定	消防部, 消防団	○	○	第2 避難所の 開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者	○		2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班	○		3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○	第3 避難所の 運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織		○	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部		○	3 避難所の設備・備品の整備	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班		○	4 避難所における衛生管理	第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○	5 要配慮者への配慮	第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・		○	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1 避難活動</td> <td>1 地震における避難の基本</td> <td>—</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難情報の発令等</td> <td>防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 警戒区域の設定</td> <td>消防部, 消防団</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の 開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設</td> <td>防災班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報</td> <td>広報班, 都市交流班</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3 避難所の 運営</td> <td>1 避難所運営体制</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 避難所の設備・備品の整備</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 避難所における衛生管理</td> <td>第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 要配慮者への配慮</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○		2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班	○		3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	○		4 警戒区域の設定	消防部, 消防団	○	○	第2 避難所の 開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者	○		2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班	○		3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○	第3 避難所の 運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織		○	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部		○	3 避難所の設備・備品の整備	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班		○	4 避難所における衛生管理	第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○	5 要配慮者への配慮	第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・	
項目	担当			活動期																																																																																																																													
		初動	応急	復旧																																																																																																																													
第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○																																																																																																																														
	2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班	○																																																																																																																														
	3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	○																																																																																																																														
	4 警戒区域の設定	消防部, 消防団	○	○																																																																																																																													
第2 避難所の 開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者	○																																																																																																																														
	2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班	○																																																																																																																														
	3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																																																																																													
	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																																																																																													
第3 避難所の 運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織		○																																																																																																																													
	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部		○																																																																																																																													
	3 避難所の設備・備品の整備	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班		○																																																																																																																													
	4 避難所における衛生管理	第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																																																																																													
	5 要配慮者への配慮	第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・		○																																																																																																																													
項目	担当	活動期																																																																																																																															
		初動	応急	復旧																																																																																																																													
第1 避難活動	1 地震における避難の基本	—	○																																																																																																																														
	2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班	○																																																																																																																														
	3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	○																																																																																																																														
	4 警戒区域の設定	消防部, 消防団	○	○																																																																																																																													
第2 避難所の 開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者	○																																																																																																																														
	2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班	○																																																																																																																														
	3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																																																																																													
	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																																																																																													
第3 避難所の 運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織		○																																																																																																																													
	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部		○																																																																																																																													
	3 避難所の設備・備品の整備	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班		○																																																																																																																													
	4 避難所における衛生管理	第3, 4 保健班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																																																																																													
	5 要配慮者への配慮	第2, 3, 5～9 援護班, 庁舎・		○																																																																																																																													

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考		
	6 避難所の警備	車両班 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 交通防災班, 警察署		○			6 避難所の警備	車両班 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , <u>支所班</u> , <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 交通防災班, 警察署		○		
	7 自宅等で生活をする被災者の把握	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○			7 自宅等で生活をする被災者の把握	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , <u>支所班</u> , <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○		
第4 広域避難		防災班		○		第4 広域避難		防災班		○		
(略)					(略)							
<b>第1 避難活動</b>					<b>第1 避難活動</b>							
(略)					(略)							
<b>2 避難情報の発令等</b>					<b>2 避難情報の発令等</b>							
(1) 避難情報の種類と発令 災害が発生するおそれが高いとき、本部長は、避難を要する地区の避難が必要な住民等に対し「避難指示」を発令する。ただし、既に災害が発生し、又は切迫しているときは「緊急安全確保」を発令する。また、災害の状況によって必要な場合は、「高齢者等避難」を発令する場合がある。 <u>避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u>					(2) 避難情報の種類と発令 災害が発生するおそれが高いとき、本部長は、避難を要する地区の避難が必要な住民等に対し「避難指示」を発令する。ただし、既に災害が発生し、又は切迫しているときは「緊急安全確保」を発令する。また、災害の状況によって必要な場合は、「高齢者等避難」を発令する場合がある。 <u>(新規)</u>							
<b>第2 避難所の開設・廃止</b>					<b>第2 避難所の開設・廃止</b>							
<b>1 避難所の開設</b>					<b>1 避難所の開設</b>							
(1) 避難所の決定 防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難部、援護部、教育部、消防部等に連絡する。開設する避難所は、被災地に近い安全な避難所とし、避難者の過密抑制を考慮し、できる限り多くの避難所を開設する。 <u>避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。</u>					(1) 避難所の決定 防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難部、援護部、教育部、消防部等に連絡する。開設する避難所は、被災地に近い安全な避難所とし、避難者の過密抑制を考慮し、できる限り多くの避難所を開設する。 <u>(新規)</u>					(震-72) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正		
(2) 避難所の開設 避難所は、第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班及び子育て支援班（以下「避難所担当班等」という。）が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、国や独立行政法人が所管する研修施設やホテル・旅館等についても管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、避難所担当班等は、住民が自主的に避難してきたときは、避難所として開設する施設と関係する班及び管理者と連携し、体育館等に避難者を誘導する。					(2) 避難所の開設 避難所は、第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班及び子育て支援班（以下「避難所担当班等」という。）が開設する。避難所として開設する施設を所管する部局は、避難所となる施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、国や独立行政法人が所管する研修施設やホテル・旅館等についても管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、避難所担当班等は、住民が自主的に避難してきたときは、避難所として開設する施設と関係する班及び管理者と連携し、体育館等に避難者を誘導する。					(震-75) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正  (震-75) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正		
(略)					(略)							

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新					旧					備考		
<b>第8節 生活支援</b>					<b>第8節 生活支援</b>					(震-81) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正		
■対策の体系					■対策の体系							
項	目	担 当	活動期			項	目	担 当	活動期			
			初動	応急	復旧				初動		応急	復旧
第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, 現地広報・給水班	○	○		第1 給水活動	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, 現地広報・給水班	○		○	
	2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	○	○			2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	○		○	
	3 給水活動	防災班, 第1, 2食料物資班, 水道総務班, 現地広報・給水班		○			3 給水活動	防災班, 第1, 2食料物資班, 水道総務班, 現地広報・給水班			○	
第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	○	○		第2 食料の供給	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	○		○	
	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, <b>地域活動推進班</b> , 支所班, <b>第1～9教育班</b> , <b>第2～6特命班</b> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		○	○		2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, <b>市民活動班</b> , 支所班, <b>第1～6教育班</b> , <b>第2～4特命班</b> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班			○	○
	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <b>地域活動推進班</b> , 支所班, <b>第1～9教育班</b> , <b>第2～6特命班</b> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		○	○		3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <b>市民活動班</b> , 支所班, <b>第1～6教育班</b> , <b>第2～4特命班</b> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班			○	○
	4 炊き出し	食料物資部		○	○		4 炊き出し	食料物資部			○	○
第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	○	○		第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用	庁舎・車両班	○		○	
	2 生活必需品の確保	食料物資部		○	○		2 生活必需品の確保	食料物資部			○	○
	3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <b>地域活動推進班</b> , 支所班, <b>第1～9教育班</b> , <b>第2～6特命班</b> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		○	○		3 生活必需品の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, <b>市民活動班</b> , 支所班, <b>第1～6教育班</b> , <b>第2～4特命班</b> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班			○	○
第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班, 物資管理班		○		第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置	観光支援班, 物資管理班			○	
	2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班		○	○		2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班			○	○
第5 燃料の供給		食料物資部		○	○	第5 燃料の供給		食料物資部			○	○
(略)					(略)							
<b>第11節 建物対策</b>					<b>第11節 建物対策</b>							
(略)					(略)							
<b>第3 住家の被害調査</b>					<b>第3 住家の被害調査</b>							
市は, 家屋の被害状況を把握するために, り災証明の申請のあった住家*等を対象に被災調査を行					市は, 家屋の被害状況を把握するために, り災証明の申請のあった住家*等を対象に被災調査を行							

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考																																																																																										
<p>う。</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づいて行い、<u>航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努める。</u></p> <p>消防部は、消防法に基づき、火災により焼失した家屋等の調査を行う。</p> <p>住家全壊、住家半壊（大規模半壊・中規模半壊・半壊）、準半壊、準半壊に至らない（一部破損）の認定基準は、下表のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><b>第12節 防疫・清掃</b></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">第6 動物対策</td> <td>1 収容場所の確保</td> <td>第4保健班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 ペット同行避難への対応</td> <td>第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 被災動物救護本部の活動</td> <td>第4保健班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第16節 文教・保育対策</b></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">第2 応急教育</td> <td>1 児童及び生徒等の安否確認</td> <td>第2教育班</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設への協力</td> <td>第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急教育活動</td> <td>第2教育班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 学校施設の応急復旧</td> <td>第1教育班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第17節 災害ボランティア対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </table>						第6 動物対策	1 収容場所の確保	第4保健班		○	○	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		○	○	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班		○	○	第2 応急教育	1 児童及び生徒等の安否確認	第2教育班	○			2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,	○			3 応急教育活動	第2教育班		○	○	4 学校施設の応急復旧	第1教育班		○	○	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	<p>う。</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づいて行い、<u>住家全壊、住家半壊（大規模半壊・中規模半壊・半壊）、準半壊、準半壊に至らない（一部破損）に区分する。</u></p> <p>消防部は、消防法に基づき、火災により焼失した家屋等の調査を行う。</p> <p>住家全壊、住家半壊（大規模半壊・中規模半壊・半壊）、準半壊、準半壊に至らない（一部破損）の認定基準は、下表のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p><b>第12節 防疫・清掃</b></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">第6 動物対策</td> <td>1 収容場所の確保</td> <td>第4保健班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 ペット同行避難への対応</td> <td>第1, 2避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 被災動物救護本部の活動</td> <td>第4保健班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第16節 文教・保育対策</b></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">第2 応急教育</td> <td>1 児童及び生徒等の安否確認</td> <td>第2教育班</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設への協力</td> <td>第1, 2避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急教育活動</td> <td>第2教育班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 学校施設の応急復旧</td> <td>第1教育班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第17節 災害ボランティア対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </table>						第6 動物対策	1 収容場所の確保	第4保健班		○	○	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		○	○	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班		○	○	第2 応急教育	1 児童及び生徒等の安否確認	第2教育班	○			2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,	○			3 応急教育活動	第2教育班		○	○	4 学校施設の応急復旧	第1教育班		○	○	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	<p>(震－98) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正</p> <p>(震－102) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正</p> <p>(震－117) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正</p>
第6 動物対策	1 収容場所の確保	第4保健班		○	○																																																																																																	
	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		○	○																																																																																																	
	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班		○	○																																																																																																	
第2 応急教育	1 児童及び生徒等の安否確認	第2教育班	○																																																																																																			
	2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,	○																																																																																																			
	3 応急教育活動	第2教育班		○	○																																																																																																	
	4 学校施設の応急復旧	第1教育班		○	○																																																																																																	
項目	担当	活動期																																																																																																				
		初動	応急	復旧																																																																																																		
第6 動物対策	1 収容場所の確保	第4保健班		○	○																																																																																																	
	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		○	○																																																																																																	
	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班		○	○																																																																																																	
第2 応急教育	1 児童及び生徒等の安否確認	第2教育班	○																																																																																																			
	2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班,	○																																																																																																			
	3 応急教育活動	第2教育班		○	○																																																																																																	
	4 学校施設の応急復旧	第1教育班		○	○																																																																																																	
項目	担当	活動期																																																																																																				
		初動	応急	復旧																																																																																																		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考
第1 災害ボランティア活動	1 災害ボランティアの活動分野	—		○	○	第1 災害ボランティア活動	1 災害ボランティアの活動分野	—		○	○	(震-120) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正
	2 市の役割	地域活動推進班, 第1 援護班		○	○		2 市の役割	市民活動班, 第1 援護班		○	○	
第2 一般ボランティアへの対応	1 災害ボランティアセンターの設置	地域活動推進班, 第1 援護班, 社会福祉協議会		○	○	第2 一般ボランティアへの対応	1 現地対策本部の設置	市民活動班, 第1 援護班, 社会福祉協議会		○	○	
	2 一般ボランティアの受入れ	地域活動推進班, 第1 援護班, 社会福祉協議会		○	○		2 一般ボランティアの受入れ	市民活動班, 第1 援護班, 社会福祉協議会		○	○	
第3 専門ボランティアへの対応	各班			○	○	第3 専門ボランティアへの対応	各班			○	○	
第1 災害ボランティア活動						第1 災害ボランティア活動						
(略)						(略)						
2 市の役割						2 市の役割						(震-121) 機構改革に伴う修正
<p>地域活動推進班及び第1 援護班は、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした次の活動を行う。</p>						<p>市民活動班及び第1 援護班は、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした次の活動を行う。</p>						(震-121) 災害ボランティア一設置・運営マニュアルを踏まえた修正
<p>■災害ボランティア活動に対する市の主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。</li> <li>○ ライフラインの復旧、交通規制や公共交通機関の復旧、防災対策の状況など、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供する。</li> <li>○ ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、事務機器等を提供する。</li> <li>○ 災害ボランティアの健康管理について配慮する。</li> <li>○ ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努め、その情報をボランティアコーディネーター等に提供する。</li> </ul>						<p>■災害ボランティア活動に対する市の主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて社会福祉協議会の災害ボランティア現地対策本部(災害ボランティアセンター)に要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。</li> <li>○ ライフラインの復旧、交通規制や公共交通機関の復旧、防災対策の状況など、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供する。</li> <li>○ ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、事務機器等を提供する。</li> <li>○ 災害ボランティアの健康管理について配慮する。</li> <li>○ ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努め、その情報をボランティアコーディネーター等に提供する。</li> </ul>						
第2 一般ボランティアへの対応						第2 一般ボランティアへの対応						(震-121) 災害ボランティア一設置・運営マニュアルを踏まえた修正
1 災害ボランティアセンターの役割						1 現地対策本部の役割						
<p>社会福祉協議会は、必要に応じ、災害時における災害ボランティア活動に関する様々な情報を収集及び管理してボランティアの活動を円滑にするため、災害ボランティアセンター等を速やかに開設する。</p> <p>災害ボランティアセンターは、旭川市ときわ市民ホール(旭川市5条通4丁目)及び旭川勤労者体育センター(旭川市6条通4丁目)に設置するものとする。ただし、旭川市ときわ市民ホール又</p>						<p>社会福祉協議会は、必要に応じ、災害時における災害ボランティア活動に関する様々な情報を収集及び管理してボランティアの活動を円滑にするため、災害ボランティア現地対策本部(災害ボランティアセンター)等を速やかに開設する。</p> <p>(新規)</p>						

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																		
<p>は旭川勤労者体育センターが被災等により利用困難な場合には、旭川市はこれに代わる場所を確保して社会福祉協議会に提供するものとする。</p> <p>災害ボランティアセンターの活動内容は、次のとおりである。 なお、ボランティアの受付や活動内容の割り振りなどは、ボランティアコーディネーター等に委ねる。</p> <p>■災害ボランティアセンターの主な活動内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市、道社会福祉協議会災害ボランティア対策本部等との連絡調整</li> <li>○ 被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握</li> <li>○ ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート</li> <li>○ 災害ボランティアの受入れ</li> <li>○ 災害ボランティアの保険の加入</li> <li>○ ボランティア活動の支援及び活動に必要な資機材の調達</li> <li>○ ボランティア登録者への活動要請</li> <li>○ 各関係機関、報道機関等に対する情報提供及び広報</li> <li>○ ボランティア活動の記録管理</li> </ul> </div> <p>2 一般ボランティアの受入れ 一般ボランティアの受入れは、<u>災害ボランティアセンター</u>の窓口にて受け付け、登録を行う。</p> <p>■一般ボランティア受入れの流れ</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ボランティア：活動の申入れ・問合せ（現地）</div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ボランティアコーディネーター（<u>災害ボランティアセンター</u>） ：受入れ・活動内容の割り振り等</div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ボランティア：活動参加</div> </div> <p>(略)</p> <p><b>第18節 要配慮者対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1 要配慮者への対応</td> <td>1 避難行動要支援者の安全確認</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所での支援</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	○			2 避難所での支援		○	○	<p><u>災害ボランティア現地対策本部（災害ボランティアセンター）</u>の活動内容は、次のとおりである。 なお、ボランティアの受付や活動内容の割り振りなどは、ボランティアコーディネーター等に委ねる。</p> <p>■災害ボランティア現地対策本部（災害ボランティアセンター）の主な活動内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市、道社会福祉協議会災害ボランティア対策本部等との連絡調整</li> <li>○ 被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握</li> <li>○ ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート</li> <li>○ 災害ボランティアの受入れ</li> <li>○ 災害ボランティアの保険の加入</li> <li>○ ボランティア活動の支援及び活動に必要な資機材の調達</li> <li>○ ボランティア登録者への活動要請</li> <li>○ 各関係機関、報道機関等に対する情報提供及び広報</li> <li>○ ボランティア活動の記録管理</li> </ul> </div> <p>2 一般ボランティアの受入れ 一般ボランティアの受入れは、<u>災害ボランティア現地対策本部（災害ボランティアセンター）</u>の窓口にて受け付け、登録を行う。</p> <p>■一般ボランティア受入れの流れ</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ボランティア：活動の申入れ・問合せ（現地）</div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ボランティアコーディネーター（<u>現地対策本部</u>）：受入れ・活動内容の割り振り等</div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ボランティア：活動参加</div> </div> <p>(略)</p> <p><b>第18節 要配慮者対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">担当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1 要配慮者への対応</td> <td>1 避難行動要支援者の安全確認</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 避難所での支援</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	活動期			初動	応急	復旧	第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	○			2 避難所での支援		○	○	<p>(震-122) 災害ボランティア一設置・運営マニュアルを踏まえた修正</p> <p>(震-123) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正</p>
項目			担当	活動期																																
	初動	応急		復旧																																
第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	○																																		
	2 避難所での支援		○	○																																
項目	担当	活動期																																		
		初動	応急	復旧																																
第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	○																																		
	2 避難所での支援		○	○																																

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新						旧						備考	
		班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班, 医療班						調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班, 医療班				(震-123) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正	
	3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9援護班		○	○		3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9援護班		○	○		
	4 仮設住宅での支援	第2, 3, 5～9援護班			○		4 仮設住宅での支援	第2, 3, 5～9援護班			○		
第2 要配慮者利用施設入居者への対策	1 地震発生時の安全確保	各施設管理者	○			第2 要配慮者利用施設入居者への対策	1 地震発生時の安全確保	各施設管理者	○				
	2 施設における生活の確保	各施設管理者		○	○		2 施設における生活の確保	各施設管理者		○	○		
第3 外国人への対応	1 外国人への広報	都市交流班	○	○	○	第3 外国人への対応	1 外国人への広報	都市交流班	○	○	○		
	2 外国人への援助	都市交流班, 第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	○	○	○		2 外国人への援助	都市交流班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	○	○	○		
第4 観光客への対応	1 安全確保	観光支援班	○			第4 観光客への対応	1 安全確保	観光支援班	○				
	2 一時滞在施設の確保	観光支援班			○		2 一時滞在施設の確保	観光支援班			○		
	3 帰宅支援	観光支援班			○		3 帰宅支援	観光支援班			○		
(略)						(略)							
<b>風水害・雪害・火山災害対策編</b>						<b>風水害・雪害・火山災害対策編</b>							
<b>第1章 災害予防計画</b>						<b>第1章 災害予防計画</b>							
(略)						(略)							
<b>第2節 災害に強い組織・人の形成</b>						<b>第2節 災害に強い組織・人の形成</b>							
(略)						(略)							
<b>第1 防災体制の整備</b>						<b>第1 防災体制の整備</b>							
(略)						(略)							
<p>■市及び市施設の防災体制の整備</p> <p>災害発生時に市及び市施設は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し</li> <li>○ 災害時優先業務の絞り込み, 役割の分担等, 防災体制の構築</li> <li>○ 各職員の役割, 行動等の周知徹底</li> <li>○ 業務継続計画, 災害時受援計画の見直し</li> <li>○ 各応急対策マニュアル及び<u>防災行動計画(タイムライン)</u>の作成</li> <li>○ 災害予防対策の推進</li> </ul>						<p>■市及び市施設の防災体制の整備</p> <p>災害発生時に市及び市施設は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市組織の改編に伴う事務分掌等の見直し</li> <li>○ 災害時優先業務の絞り込み, 役割の分担等, 防災体制の構築</li> <li>○ 各職員の役割, 行動等の周知徹底</li> <li>○ 業務継続計画, 災害時受援計画の見直し</li> <li>○ 各応急対策マニュアルの作成</li> <li>○ 災害予防対策の推進</li> </ul>						(風-6) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正	
(略)						(略)							
<b>第5節 応急対策のための環境整備</b>						<b>第5節 応急対策のための環境整備</b>							
■対策の体系						■対策の体系							



旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新		旧		備考
項目	担当	項目	担当	
第1 情報収集・伝達手段の整備	防災課, 指令課, 情報政策課	第1 情報収集・伝達手段の整備	防災課, 指令課, 情報政策課	(風-15) 機構改革に伴う修正
第2 応急医療体制の整備	市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課	第2 応急医療体制の整備	市立旭川病院事務局, 保健総務課, 警防課, 防災課	
第3 緊急輸送体制の整備	防災課	第3 緊急輸送体制の整備	防災課	
第4 給水体制の整備	上下水道部	第4 給水体制の整備	上下水道部	
第5 物資供給体制の整備	経済部	第5 物資供給体制の整備	経済部	
第6 備蓄体制の整備	防災課	第6 備蓄体制の整備	防災課	
第7 応援体制の整備	防災課	第7 応援体制の整備	防災課	
第8 宅地対策の整備	都市計画課	第8 宅地対策の整備	都市計画課	
第9 災害ボランティア活動の環境整備	地域活動推進課, 福祉保険課	第9 災害ボランティア活動の環境整備	市民活動課, 地域まちづくり課, 福祉保険課	
第10 文教対策の整備	学校教育部	第10 文教対策の整備	学校教育部	
(略)		(略)		(風-18) 機構改革に伴う修正
<b>第6節 要配慮者対策のための環境整備</b>		<b>第6節 要配慮者対策のための環境整備</b>		
■対策の体系		■対策の体系		
項目	担当	項目	担当	
第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課	第1 要配慮者への街づくり対策	福祉保険部, 土木建設課, 公共建築課	
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 地域活動推進課, 健康推進課, 子育て助成課, おやこ応援課, 市民安心課	第2 在宅の避難行動要支援者への対策	福祉保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 健康推進課, 子育て助成課, 母子保健課, 市民安心課	
(略)		(略)		
<b>第2章 災害応急対策計画</b>		<b>第2章 災害応急対策計画</b>		
<b>第1節 災害応急体制の確立</b>		<b>第1節 災害応急体制の確立</b>		
(略)		(略)		
<b>第4 災害対策本部体制</b>		<b>第4 災害対策本部体制</b>		
(略)		(略)		
<b>1 市災対本部の設置</b>		<b>1 市災対本部の設置</b>		(風-24) 新庁舎への移転を見据えた修正
(略)		(略)		
(2) 市災対本部設置		(2) 市災対本部設置		
ア 市災対本部は市役所内に置く。 本部室は市役所総合庁舎に設置する。ただし、これにより難いと本部長が認めた場合は、本部長が適当と認めた場所に設置する。		ア 市災対本部は市役所内に置く。 本部室は総合防災センター災害対策室に設置する。ただし、これにより難いと本部長が認めた場合は、本部長が適当と認めた場所に設置する。		
イ 市災対本部を設置したときは、市役所総合庁舎正面玄関又は本部室を設置した建物正面玄関及び本部室前に「旭川市災害対策本部」等の標識を掲示する。		イ 市災対本部を設置したときは、総合防災センター正面玄関又は本部室を設置した建物正面玄関及び本部室前に「旭川市災害対策本部」等の標識を掲示する。		
<b>2 市災対本部の運営</b>		<b>2 市災対本部の運営</b>		

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考												
<p>(略)</p> <p>(3) 本部会議                      ア 本部会議は、本部長が開催し、災害応急対策の基本方針等を協議、決定するとともに、各部の調整・連絡を行う。                      イ 本部会議は、災害等の状況等により、一部の構成員をもって開くことができる。                      ウ 本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合、総括部長を通じ本部長に要請する。</p> <p>■本部会議の概要</p> <table border="1" data-bbox="181 516 1252 835"> <tr> <td>構成</td> <td>本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災对本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止</li> <li>○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定</li> <li>○ 本部長の指示</li> <li>○ 応援の要請</li> <li>○ その他災害対策に関する重要事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>市役所総合庁舎又は本部長が適当と認めた場所</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	構成	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災对本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止</li> <li>○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定</li> <li>○ 本部長の指示</li> <li>○ 応援の要請</li> <li>○ その他災害対策に関する重要事項</li> </ul>	開催場所	市役所総合庁舎又は本部長が適当と認めた場所	<p>(略)</p> <p>(3) 本部会議                      ア 本部会議は、本部長が開催し、災害応急対策の基本方針等を協議、決定するとともに、各部の調整・連絡を行う。                      イ 本部会議は、災害等の状況等により、一部の構成員をもって開くことができる。                      ウ 本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合、総括部長を通じ本部長に要請する。</p> <p>■本部会議の概要</p> <table border="1" data-bbox="1415 516 2487 835"> <tr> <td>構成</td> <td>本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災对本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止</li> <li>○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定</li> <li>○ 本部長の指示</li> <li>○ 応援の要請</li> <li>○ その他災害対策に関する重要事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>総合防災センター災害対策室又は本部長が適当と認めた場所</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	構成	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災对本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止</li> <li>○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定</li> <li>○ 本部長の指示</li> <li>○ 応援の要請</li> <li>○ その他災害対策に関する重要事項</li> </ul>	開催場所	総合防災センター災害対策室又は本部長が適当と認めた場所	<p>(風-25)                      新庁舎への移転を見据えた修正</p>
構成	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員													
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災对本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止</li> <li>○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定</li> <li>○ 本部長の指示</li> <li>○ 応援の要請</li> <li>○ その他災害対策に関する重要事項</li> </ul>													
開催場所	市役所総合庁舎又は本部長が適当と認めた場所													
構成	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員													
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災对本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止</li> <li>○ 災害情報及び被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定</li> <li>○ 本部長の指示</li> <li>○ 応援の要請</li> <li>○ その他災害対策に関する重要事項</li> </ul>													
開催場所	総合防災センター災害対策室又は本部長が適当と認めた場所													

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																								
<p><b>第6 事務分掌</b></p> <p>■市災对本部の組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部会議</b></p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（両副市長）</p> <p>本部員</p> <p>常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>各部</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>地域振興部</b> (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)</td> </tr> <tr> <td><b>調査部</b> (税務部)</td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td><b>避難部</b> (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <u>地域活動推進班(地域活動推進課)</u>, 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td><b>環境清掃部</b> (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td><b>援護部</b> (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td><b>保健部</b> (保健所)</td> <td>第1保健班(<u>保健総務課</u>), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td><b>子育て支援部</b> (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td><b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td><b>食料物資部</b> (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td><b>農政部</b> (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td><b>建築部</b> (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td><b>土木部</b> (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td><b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td><b>消防部</b> (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td><b>第1教育部</b> (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, <u>教職員課</u>, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td><b>第2教育部</b> (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td><b>水道部</b> (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td><b>会計部</b></td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table> </div> </div>	<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)	<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <u>地域活動推進班(地域活動推進課)</u> , 支所班(各支所)	<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <u>保健総務課</u> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, <u>教職員課</u> , 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	<b>会計部</b>	会計班(会計課)	<p><b>第6 事務分掌</b></p> <p>■市災对本部の組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部会議</b></p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（両副市長）</p> <p>本部員</p> <p>常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>各部</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>地域振興部</b> (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)</td> </tr> <tr> <td><b>調査部</b> (税務部)</td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td><b>避難部</b> (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <u>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</u>, 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td><b>環境清掃部</b> (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td><b>援護部</b> (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td><b>保健部</b> (保健所)</td> <td>第1保健班(<u>保健総務課, 医務薬務課</u>), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td><b>子育て支援部</b> (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td><b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)</td> </tr> <tr> <td><b>食料物資部</b> (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td><b>農政部</b> (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td><b>建築部</b> (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td><b>土木部</b> (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td><b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td><b>消防部</b> (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td><b>第1教育部</b> (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td><b>第2教育部</b> (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td><b>水道部</b> (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td><b>会計部</b></td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table> </div> </div>	<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)	<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <u>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</u> , 支所班(各支所)	<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <u>保健総務課, 医務薬務課</u> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)	<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	<b>会計部</b>	会計班(会計課)	<p>(風-28)</p> <p>機構改革に伴う修正</p>
<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)																																																																									
<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																									
<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <u>地域活動推進班(地域活動推進課)</u> , 支所班(各支所)																																																																									
<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																									
<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																									
<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <u>保健総務課</u> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																									
<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																									
<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																									
<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																									
<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																									
<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																									
<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																									
<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																									
<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																									
<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, <u>教職員課</u> , 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																									
<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																									
<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																									
<b>会計部</b>	会計班(会計課)																																																																									
<b>地域振興部</b> (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), 空港整備班(空港政策課)																																																																									
<b>調査部</b> (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																									
<b>避難部</b> (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), <u>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</u> , 支所班(各支所)																																																																									
<b>環境清掃部</b> (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																									
<b>援護部</b> (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																									
<b>保健部</b> (保健所)	第1保健班( <u>保健総務課, 医務薬務課</u> ), 第2保健班(健康推進課), 第3保健班(保健指導課), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																									
<b>子育て支援部</b> (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																									
<b>観光支援部</b> (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班(スポーツ課), 都市交流班(都市交流課)																																																																									
<b>食料物資部</b> (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																									
<b>農政部</b> (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																									
<b>建築部</b> (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																									
<b>土木部</b> (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																									
<b>医療部</b> (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																									
<b>消防部</b> (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																									
<b>第1教育部</b> (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																									
<b>第2教育部</b> (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																									
<b>水道部</b> (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																									
<b>会計部</b>	会計班(会計課)																																																																									

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
(略)			(略)			(風-29) 機構改革に伴う修正
総務部 (総務課)	総務班 (総務課)	1 市災对本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 部内の総括に関する事 4 り災証明及びり災届出証明に関する事 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関する事	総務部 (総務課)	総務班 (総務課)	1 市災对本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 部内の総括に関する事 4 り災証明及びり災届出証明に関する事 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関する事	
	庁舎・車両・物資班 (管財課, 庁舎建設課, 契約課, 工事検査課)	1 災害時の車両確保及び配車に関する事 2 被災地への応急物資の輸送に関する事 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関する事 4 災害対策用の燃料の確保に関する事 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関する事 6 <u>災害物資の購入及び調達に関する事。</u>		庁舎・車両班 (管財課, 庁舎建設課, <u>公共施設マネジメント課</u> )	1 災害時の車両確保及び配車に関する事 2 被災地への応急物資の輸送に関する事 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関する事 4 災害対策用の燃料の確保に関する事 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関する事	
	要員支援班 (人事課, 職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関する事 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関する事 3 災害に係る職員の公務災害補償に関する事 4 職員の安否確認に関する事		要員支援班 (人事課, 職員厚生課)	1 災害時における職員の動員に関する事 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関する事 3 災害に係る職員の公務災害補償に関する事 4 職員の安否確認に関する事	
<u>情報管理部</u> (行財政改革推進部)	<u>第1情報管理班</u> (行政改革課)	<u>1 部内の総括に関する事。</u> <u>2 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。</u> <u>3 市災对本部のネットワークの構築に関する事。</u> <u>4 情報の収集及び整理に関する事。</u>	総務部 (総務課)	<u>第1情報管理班</u> (情報政策課)	<u>1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。</u> <u>2 情報の収集及び整理に関する事。</u> <u>3 市災对本部のネットワークの構築に関する事。</u>	
	<u>第2情報管理班</u> (情報政策課)	<u>1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。</u> <u>2 市災对本部のネットワークの構築に関する事。</u> <u>3 情報の収集及び整理に関する事。</u>		<u>第2情報管理班</u> (契約課)	<u>1 災害物資の購入及び調達に関する事。</u> <u>2 情報の収集及び整理に関する事。</u>	
	<u>第3情報管理班</u> (公共施設マネジメント課)	<u>1 情報の収集及び整理に関する事。</u>		<u>第3情報管理班</u> (行政改革課, 工事検査課)	<u>1 情報の収集及び整理に関する事。</u>	
受援・広報部 (総合政策部)	第1受援班 (政策調整課)	1 部内の総括に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事	受援・広報部 (総合政策部)	第1受援班 (政策調整課)	1 部内の総括に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事	
	第2受援班 (財政課, <u>公立大学課</u> )	1 災害に係る財政に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事		第2受援班 (財政課)	1 災害に係る財政に関する事 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事	
	秘書班 (秘書課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事		秘書班 (秘書課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事	
	広報班 (広報広聴課)	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 市民広報に関する事		広報班 (広報広聴課)	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 市民広報に関する事	
特命部	第1特命班 (議会事務局)	1 部内の総括及び連絡調整に関する事 2 議長, 副議長及び各議員への連絡に関する事 3 特命事項に関する事	特命部	第1特命班 (議会事務局)	1 部内の総括及び連絡調整に関する事 2 議長, 副議長及び各議員への連絡に関する事 3 特命事項に関する事	
	第2特命班 (農業委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事		第2特命班 (農業委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事	
	第3特命班 (選挙管理委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事		第3特命班 (選挙管理委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事	
	第4特命班 (監査事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事		第4特命班 (監査事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事	
	<u>第5特命班(いじめ防止対策推進部)</u>	<u>1 特命事項に関する事。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関する事。</u>		(略)		
	<u>第6特命班</u> ( <u>女性活躍推進部</u> )	<u>1 特命事項に関する事。</u> <u>2 避難所の開設及び管理に関する事。</u>				
避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	1 部内の総括に関する事 2 避難所の総括, 開設及び管理に関する事 3 火葬場の確保に関する事 4 被災者の相談に関する事	避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	1 部内の総括に関する事 2 避難所の総括, 開設及び管理に関する事 3 火葬場の確保に関する事 4 被災者の相談に関する事	
	第2避難班 (市民課)	1 避難所の開設及び管理に関する事 2 被災者の相談に関する事		第2避難班 (市民課)	1 避難所の開設及び管理に関する事 2 被災者の相談に関する事	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考		
	<p><u>地域活動推進班</u> <u>(地域活動推進課)</u></p> <p>支所班 (神居支所, 江丹支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所, 東鷹栖支所)</p>	<p>1 住民組織との連絡及び協力に関すること。 2 ボランティアに関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。 4 被災者の相談に関すること。</p> <p>1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 区域内の広報, 被災者相談, 各種申請等に関すること。</p>		<p><u>市民活動班(市民活動課, 地域まちづくり課)</u></p> <p>支所班 (神居支所, 江丹支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所, 東鷹栖支所)</p>	<p>1 住民組織との連絡及び協力に関すること。 2 ボランティアに関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。 4 被災者の相談に関すること。</p> <p>1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 区域内の広報, 被災者相談, 各種申請等に関すること。</p>	<p>(風-30) 機構改革に伴う修正</p>		
(略)			(略)					
保健部 (保健所)	第1保健班 ( <u>保健総務課</u> )	<p>1 部内の総括に関すること。 2 被災者の医療対策の総括に関すること。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関すること。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関すること。</p>	保健部 (保健所)	第1保健班 ( <u>保健総務課, 医務薬務課</u> )	<p>1 部内の総括に関すること。 2 被災者の医療対策の総括に関すること。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関すること。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関すること。</p>		<p>(風-31) 機構改革に伴う修正</p>	
	第2保健班 (健康推進課)	<p>1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。</p>		第2保健班 (健康推進課)	<p>1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。</p>			
	第3保健班 (保健指導課)	<p>1 被災者の健康保持に関すること。</p>		第3保健班 (保健指導課)	<p>1 被災者の健康保持に関すること。</p>			
	第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)	<p>1 被災地の防疫に関すること。 2 ペット対策に関すること。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。</p>		第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)	<p>1 被災地の防疫に関すること。 2 ペット対策に関すること。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。</p>			
	第5保健班 (食肉衛生検査所)	<p>1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。</p>		第5保健班 (食肉衛生検査所)	<p>1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。</p>			
(略)			(略)					
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課, 学校施設課)	<p>1 部内の総括に関すること。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。</p>	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課, 学校施設課)	<p>1 部内の総括に関すること。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。</p>			<p>(風-33) 機構改革に伴う修正</p>
	第2教育班 (学務課, <u>教職員課</u> , 教育指導課)	<p>1 児童及び生徒の安否確認に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。</p>		第2教育班 (学務課, 教育指導課)	<p>1 児童及び生徒の安否確認に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。</p>			
	第3教育班 (学校保健課)	<p>1 被災児童, 生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>		第3教育班 (学校保健課)	<p>1 被災児童, 生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>			
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)	<p>1 部内の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)	<p>1 部内の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>	<p>(風-34) 事務分掌の見直しに伴う修正</p>		
	第5教育班 (文化振興課)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>		第5教育班 (文化振興課)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>			
	第6教育班 (公民館事業課)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>		第6教育班 (公民館事業課)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。</p>			
	第7教育班 (中央図書館)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 <u>避難所の開設及び管理に関すること。</u></p>		第7教育班 (中央図書館)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。</p>			
	第8教育班 (科学館)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 <u>避難所の開設及び管理に関すること。</u></p>		第8教育班 (科学館)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。</p>			
	第9教育班 (博物館)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 <u>避難所の開設及び管理に関すること。</u></p>		第9教育班 (博物館)	<p>1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。</p>			
(略)			(略)					

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																																																											
<b>第3節 災害広報・広聴活動</b> ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1 災害広報活動</td> <td>1 災害時の広報</td> <td>消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 避難所における広報</td> <td>広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)			項	目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○		<b>第3節 災害広報・広聴活動</b> ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1 災害広報活動</td> <td>1 災害時の広報</td> <td>消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 避難所における広報</td> <td>広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (略)			項	目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○		(風-46) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正																			
項	目	担 当				活動期																																																											
			初動	応急	復旧																																																												
第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○																																																												
	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																													
項	目	担 当	活動期																																																														
			初動	応急	復旧																																																												
第1 災害広報活動	1 災害時の広報	消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 防災班	○	○	○																																																												
	2 避難所における広報	広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		○																																																													
<b>第8節 避難</b> ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1 避難活動</td> <td>1 風水害における避難の基本</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2 避難情報の発令等</td> <td>防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班</td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>4 警戒区域の設定</td> <td>消防部, 消防団</td> </tr> <tr> <td>5 雪害及び火山災害における避難</td> <td>防災班, 消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設</td> <td>防災班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報</td> <td>広報班, 都市交流班</td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3 避難所の運営</td> <td>1 避難所運営体制</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部</td> </tr> <tr> <td>3 避難所設備の設置</td> <td>第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, <u>第2～6特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築</td> </tr> </tbody> </table> (略)			項	目	担 当	第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	-	2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班	3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	4 警戒区域の設定	消防部, 消防団	5 雪害及び火山災害における避難	防災班, 消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者	2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班	3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班	第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部	3 避難所設備の設置	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築	<b>第8節 避難</b> ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1 避難活動</td> <td>1 風水害における避難の基本</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2 避難情報の発令等</td> <td>防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班</td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>4 警戒区域の設定</td> <td>消防部, 消防団</td> </tr> <tr> <td>5 雪害及び火山災害における避難</td> <td>防災班, 消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 避難所の開設・廃止</td> <td>1 避難所の開設</td> <td>防災班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設の広報</td> <td>広報班, 都市交流班</td> </tr> <tr> <td>3 避難者の受入れ</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の統合・廃止</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3 避難所の運営</td> <td>1 避難所運営体制</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>2 食料・物資の供給</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部</td> </tr> <tr> <td>3 避難所設備の設置</td> <td>第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, <u>第2～4特命班</u>, 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班</td> </tr> </tbody> </table> (風-57) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正			項	目	担 当	第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	-	2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班	3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	4 警戒区域の設定	消防部, 消防団	5 雪害及び火山災害における避難	防災班, 消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織	第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者	2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班	3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班	第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部	3 避難所設備の設置	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班
項	目	担 当																																																															
第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	-																																																															
	2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班																																																															
	3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織																																																															
	4 警戒区域の設定	消防部, 消防団																																																															
	5 雪害及び火山災害における避難	防災班, 消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織																																																															
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者																																																															
	2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班																																																															
	3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班																																																															
	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班																																																															
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織																																																															
	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部																																																															
	3 避難所設備の設置	第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築																																																															
項	目	担 当																																																															
第1 避難活動	1 風水害における避難の基本	-																																																															
	2 避難情報の発令等	防災班, 消防部, 広報班, 都市交流班																																																															
	3 避難誘導	消防団, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織																																																															
	4 警戒区域の設定	消防部, 消防団																																																															
	5 雪害及び火山災害における避難	防災班, 消防部, 消防団, 広報班, 都市交流班, 支所班, 第2, 3, 5～9 援護班, 施設管理者, 自主防災組織																																																															
第2 避難所の開設・廃止	1 避難所の開設	防災班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 施設管理者																																																															
	2 避難所開設の広報	広報班, 都市交流班																																																															
	3 避難者の受入れ	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班																																																															
	4 避難所の統合・廃止	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班																																																															
第3 避難所の運営	1 避難所運営体制	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 自主防災組織																																																															
	2 食料・物資の供給	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 食料物資部																																																															
	3 避難所設備の設置	第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班, 建築班																																																															

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	班					
4	避難所における衛生管理	第3, 4保健班, 第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	4	避難所における衛生管理	第3, 4保健班, 第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	
5	要配慮者への配慮	第2, 3, 5～9援護班, 庁舎・車両班	5	要配慮者への配慮	第2, 3, 5～9援護班, 庁舎・車両班	
6	避難所の警備	第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班, 交通防災班, 警察署	6	避難所の警備	第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班, 交通防災班, 警察署	
7	自宅等で生活をする被災者の把握	第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	7	自宅等で生活をする被災者の把握	第1, 2避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	
第4	広域避難	防災班	第4	広域避難	防災班	
(略)			(略)			
第1 避難活動			第1 避難活動			
(略)			(略)			
2 避難情報の発令等			2 避難情報の発令等			
(1) 避難情報の種類と発令			(1) 避難情報の種類と発令			
<p>災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、本部長は、避難を要する地区の避難が必要な住民等に対し「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令を行う。次に、避難が必要な場合には通常の避難行動ができる住民に対しては「【警戒レベル4】避難指示」の発令を行う。既に災害が発生し、又は切迫しているときは、「【警戒レベル5】緊急安全確保」を発令する。</p> <p><u>避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>			<p>災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、本部長は、避難を要する地区の避難が必要な住民等に対し「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令を行う。次に、避難が必要な場合には通常の避難行動ができる住民に対しては「【警戒レベル4】避難指示」の発令を行う。既に災害が発生し、又は切迫しているときは、「【警戒レベル5】緊急安全確保」を発令する。</p>			(風-58)
第2 避難所の開設・廃止			第2 避難所の開設・廃止			
<p>防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、第1, 2避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, 援護部, 第1, 2教育部, 消防部等に連絡する。</p> <p>開設する避難所は、被災地に最も近く安全な避難所とする。</p>			<p>防災班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、第1, 2避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, 援護部, 第1, 2教育部, 消防部等に連絡する。</p> <p>開設する避難所は、被災地に最も近く安全な避難所とする。</p>			(風-64)
(略)			(略)			
第9節 生活救援			第9節 生活救援			
■対策の体系			■対策の体系			
	項目	担当		項目	担当	
第1	給水活動		第1	給水活動		
	1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, 現地広報・給水班		1 優先給水	水道総務班, 連絡調達班, 現地広報・給水班	
	2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班		2 備蓄飲料水の活用	庁舎・車両班	
	3 給水活動	水道総務班, 現地広報・給水班		3 給水活動	水道総務班, 現地広報・給水班	
第2	食料の供給		第2	食料の供給		
	1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班		1 備蓄食料の活用	庁舎・車両班	
	2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, <u>地</u>		2 食料の確保	食料物資部, 農政部, 第1, 2避難班, <u>市</u>	(風-66)

北海道地域防災計画の変更に伴う修正

機構改革に伴う修正

機構改革に伴う修正

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考		
		域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班			民活動班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	事務分掌の見直しに伴う修正		
	3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		3 食料の供給	食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 市民活動班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班			
	4 炊き出し	食料物資部		4 炊き出し	食料物資部			
	第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用 2 生活必需品の確保 3 生活必需品の供給	庁舎・車両班 食料物資部 食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の活用 2 生活必需品の確保 3 生活必需品の供給		庁舎・車両班 食料物資部 食料物資部, 庁舎・車両班, 第1, 2避難班, 市民活動班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班	
第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置 2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班 観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班	第4 救援物資の受入れ	1 物資拠点の設置 2 物資の受入れ・管理	観光支援班, 物資管理班 観光支援班, 物資管理班, 庁舎・車両班			
第5 燃料の供給		食料物資部	第5 燃料の供給		食料物資部			
(略)			(略)					
<b>第13節 防疫・清掃</b>			<b>第13節 防疫・清掃</b>					
(略)			(略)					
第6 動物対策	1 放浪動物への対応	第4保健班	第6 動物対策	1 放浪動物への対応	第4保健班		(風-74) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正	
	2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		2 ペット同行避難への対応	第1, 2避難班, 市民活動班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班			
	3 被災動物救護本部の活動	第4保健班		3 被災動物救護本部の活動	第4保健班			
(略)			(略)					
<b>第17節 文教・保育対策</b>			<b>第17節 文教・保育対策</b>					
(略)			(略)					
第2 応急教育	1 児童, 生徒等の安否確認	第2教育班	第2 応急教育	1 児童, 生徒等の安否確認	第2教育班	(風-80) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正		
	2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, 地域活動推進班, 支所班, 第1～9教育班, 第2～6特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班		2 避難所開設への協力	第1, 2避難班, 市民活動班, 支所班, 第1～6教育班, 第2～4特命班, 会計班, 調査庶務班, 第1～4調査班, 子育て支援班			
	3 応急教育活動	第2教育班		3 応急教育活動	第2教育班			
	4 学校施設の応急復旧	第1教育班		4 学校施設の応急復旧	第1教育班			
(略)			(略)					



旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																								
<p><b>第18節 災害ボランティア対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ボランティア活動</td> <td>1 災害ボランティアの活動分野 2 市の役割</td> <td>— <u>地域活動推進班</u>, 第1 援護班</td> </tr> <tr> <td>第2 一般ボランティアへの対応</td> <td>1 <u>災害ボランティアセンター</u>の設置 2 一般ボランティアの受入れ</td> <td><u>地域活動推進班</u>, 第1 援護班, 社会福祉協議会 <u>地域活動推進班</u>, 第1 援護班, 社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>第3 専門ボランティアへの対応</td> <td></td> <td>各班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第1 災害ボランティア活動</b></p> <p><u>地域活動推進班</u>及び第1 援護班は、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした活動を行う。</p> <p>対策の内容は、震災対策編 第2章 第17節 第1「災害ボランティア活動」に準拠する。</p> <p><b>第2 一般ボランティアへの対応</b></p> <p>社会福祉協議会は、必要に応じ、災害時における災害ボランティア活動に関する様々な情報を収集及び管理してボランティアの活動を円滑にするため、<u>災害ボランティアセンター</u>等を開設する。</p> <p>対策の内容は、震災対策編 第2章 第17節 第2「一般ボランティアへの対応」に準拠する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第19節 要配慮者対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 要配慮者への対応</td> <td>1 避難行動要支援者の安全確認</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班</td> </tr> <tr> <td>2 避難所での支援</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u>, 支所班, <u>第1～9教育班</u>, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> </tr> <tr> <td>3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 ボランティア活動	1 災害ボランティアの活動分野 2 市の役割	— <u>地域活動推進班</u> , 第1 援護班	第2 一般ボランティアへの対応	1 <u>災害ボランティアセンター</u> の設置 2 一般ボランティアの受入れ	<u>地域活動推進班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会 <u>地域活動推進班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会	第3 専門ボランティアへの対応		各班	項目	担当	第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	第2, 3, 5～9 援護班	2 避難所での支援	第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班	3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9 援護班	<p><b>第18節 災害ボランティア対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ボランティア活動</td> <td>1 災害ボランティアの活動分野 2 市の役割</td> <td>— <u>市民活動班</u>, 第1 援護班</td> </tr> <tr> <td>第2 一般ボランティアへの対応</td> <td>1 <u>現地対策本部</u>の設置 2 一般ボランティアの受入れ</td> <td><u>市民活動班</u>, 第1 援護班, 社会福祉協議会 <u>市民活動班</u>, 第1 援護班, 社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>第3 専門ボランティアへの対応</td> <td></td> <td>各班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第1 災害ボランティア活動</b></p> <p><u>市民活動班</u>及び第1 援護班は、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供及び活動支援を主とした活動を行う。</p> <p>対策の内容は、震災対策編 第2章 第17節 第1「災害ボランティア活動」に準拠する。</p> <p><b>第2 一般ボランティアへの対応</b></p> <p>社会福祉協議会は、必要に応じ、災害時における災害ボランティア活動に関する様々な情報を収集及び管理してボランティアの活動を円滑にするため、<u>災害ボランティア現地対策本部（災害ボランティアセンター）</u>等を開設する。</p> <p>対策の内容は、震災対策編 第2章 第17節 第2「一般ボランティアへの対応」に準拠する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第19節 要配慮者対策</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 要配慮者への対応</td> <td>1 避難行動要支援者の安全確認</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班</td> </tr> <tr> <td>2 避難所での支援</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u>, 支所班, <u>第1～6教育班</u>, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班</td> </tr> <tr> <td>3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援</td> <td>第2, 3, 5～9 援護班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 ボランティア活動	1 災害ボランティアの活動分野 2 市の役割	— <u>市民活動班</u> , 第1 援護班	第2 一般ボランティアへの対応	1 <u>現地対策本部</u> の設置 2 一般ボランティアの受入れ	<u>市民活動班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会 <u>市民活動班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会	第3 専門ボランティアへの対応		各班	項目	担当	第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	第2, 3, 5～9 援護班	2 避難所での支援	第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班	3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9 援護班	<p>(風-81) 機構改革に伴う修正</p> <p>(風-81) 機構改革に伴う修正</p> <p>(風-81) 災害ボランティア一設置・運営マニュアルを踏まえた修正</p> <p>(風-82) 機構改革に伴う修正 事務分掌の見直しに伴う修正</p>
項目	担当																																									
第1 ボランティア活動	1 災害ボランティアの活動分野 2 市の役割	— <u>地域活動推進班</u> , 第1 援護班																																								
第2 一般ボランティアへの対応	1 <u>災害ボランティアセンター</u> の設置 2 一般ボランティアの受入れ	<u>地域活動推進班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会 <u>地域活動推進班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会																																								
第3 専門ボランティアへの対応		各班																																								
項目	担当																																									
第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	第2, 3, 5～9 援護班																																								
	2 避難所での支援	第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班																																								
	3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9 援護班																																								
項目	担当																																									
第1 ボランティア活動	1 災害ボランティアの活動分野 2 市の役割	— <u>市民活動班</u> , 第1 援護班																																								
第2 一般ボランティアへの対応	1 <u>現地対策本部</u> の設置 2 一般ボランティアの受入れ	<u>市民活動班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会 <u>市民活動班</u> , 第1 援護班, 社会福祉協議会																																								
第3 専門ボランティアへの対応		各班																																								
項目	担当																																									
第1 要配慮者への対応	1 避難行動要支援者の安全確認	第2, 3, 5～9 援護班																																								
	2 避難所での支援	第2, 3, 5～9 援護班, 広報班, 都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班																																								
	3 被災した在宅の避難行動要支援者への支援	第2, 3, 5～9 援護班																																								

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	4 仮設住宅での支援	第2, 3, 5～9 援護班		4 仮設住宅での支援	第2, 3, 5～9 援護班	
第2 要配慮者利用施設入居者への対策	1 災害発生時の安全確保	各施設管理者	第2 要配慮者利用施設入居者への対策	1 災害発生時の安全確保	各施設管理者	
	2 施設における生活の確保	各施設管理者		2 施設における生活の確保	各施設管理者	
第3 外国人への対応	1 外国人への広報	都市交流班	第3 外国人への対応	1 外国人への広報	都市交流班	
	2 外国人への援助	都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>地域活動推進班</u> , 支所班, <u>第1～9教育班</u> , <u>第2～6特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班		2 外国人への援助	都市交流班, 第1, 2 避難班, <u>市民活動班</u> , 支所班, <u>第1～6教育班</u> , <u>第2～4特命班</u> , 会計班, 調査庶務班, 第1～4 調査班, 子育て支援班	
第4 観光客への対応	1 安全確保	観光支援班	第4 観光客への対応	1 安全確保	観光支援班	
	2 一時滞在施設の確保	観光支援班		2 一時滞在施設の確保	観光支援班	
	3 帰宅支援	観光支援班		3 帰宅支援	観光支援班	
(略)			(略)			
<b>事故災害対策編</b>			<b>事故災害対策編</b>			
(略)			(略)			
<b>第2節 航空災害対策</b>			<b>第2節 航空災害対策</b>			
(略)			(略)			
<b>第2 災害予防計画</b>			<b>第2 災害予防計画</b>			
(略)			(略)			
<b>2 協力, 応援体制の整備</b> 航空災害に関しては, 市だけで対応することは難しく, 道, 北海道エアポート株式会社旭川空港事業所, <u>東京航空局旭川空港出張所</u> , 航空会社, 関係機関等との連携が不可欠であるため, 災害時に迅速に対応できる協力・応援体制を整備する。			<b>2 協力, 応援体制の整備</b> 航空災害に関しては, 市だけで対応することは難しく, 道, 北海道エアポート株式会社旭川空港事業所, <u>旭川空港ビル株式会社</u> , 航空会社, 関係機関等との連携が不可欠であるため, 災害時に迅速に対応できる協力・応援体制を整備する。			(事一4) 組織変更等に伴う修正
(略)			(略)			
<b>第3 災害応急対策計画</b>			<b>第3 災害応急対策計画</b>			
(略)			(略)			
<b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統 航空災害が発生し, 又はまさに発生しようとしている場合, 次の連絡系統により, 情報収集・伝達を行う。			<b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統 航空災害が発生し, 又はまさに発生しようとしている場合, 次の連絡系統により, 情報収集・伝達を行う。			
■連絡系統 (旭川空港区域内及びその周辺で発生した場合)			■連絡系統 (旭川空港区域内及びその周辺で発生した場合)			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>第8節 大規模停電災害対策</b> (略)</p> <p><b>第3 応急対策計画</b></p> <p>市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。</p> <p><b>1 情報通信</b> (1) 情報通信連絡系統 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>■連絡系統</p>	<p><b>第8節 大規模停電災害対策</b> (略)</p> <p><b>第3 応急対策計画</b></p> <p>市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。</p> <p><b>1 情報通信</b> (1) 情報通信連絡系統 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>■連絡系統</p>	<p>(事一5) 組織変更等に伴う修正</p>
<p>市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。</p> <p><b>1 情報通信</b> (1) 情報通信連絡系統 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>■連絡系統</p>	<p>市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。</p> <p><b>1 情報通信</b> (1) 情報通信連絡系統 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>■連絡系統</p>	<p>(事一30) 組織変更等に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
---	---	----